社会福祉法人　長野りんどう会　　行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和6年11月1日～令和11年10月31日

2．目標と取組内容

目標1　育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする

<対策>　令和６年11月～　全職員に対し、「職場復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除など周知する

　　　　　 令和６年12月～　育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」の策定開始

**取組**

【令和7年4月1日から】

1. 所定外勤務の免除　　　3歳まで⇒小学校入学前まで
2. 短時間勤務制度の延長　3歳まで⇒小学校入学前まで
3. 子の看護休暇　　　　　小学校就学前まで⇒小学校3年生終了まで

　　　　　　　　　　　　　　　取得理由の追加　　病気・けが、予防接種・健康診断+学級閉鎖、入園・入学式

1. 子の看護・介護休暇　　時間単位取得に　　2時間単位⇒１時間単位に
2. 産後パパ育休（出生時育児休業）　　　　　男性職員が子の生後8週間以内に通算

最大4週間の休業取得（2回に分けて取得できる）

　【令和7年10月1日から】

1. 柔軟な働き方を実現するための措置の義務化⇒始業時間の変更、新たな休暇の付与

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（10日/年）、短時間勤務

1. 仕事と育児の両立に関する意向聴取・配慮の義務化⇒妊娠・出産、3歳前の職員

＊育児だけではなく介護にも当てはまることがあります。